

令和元年度国民健康保険税当初賦課時における特別徴収の判定誤りについて

1 内 容

7月10日に発送した令和元年度国民健康保険税納税通知の一部で、特別徴収に係る対象者の納付方法に、以下のとおり、記載誤りが発生したことが内部の確認作業で判明しました。

なお、納付方法の記載誤りであって、税額の計算誤りではありません。

- ①本来、令和元年度で特別徴収になるべきでない世帯が、特別徴収になってしまっている。
- ②特別徴収になるべきだった世帯が、特別徴収になっていない。

※国民健康保険税は世帯主課税です。

※特別徴収とは年金からの引き去りによる納付方法

※特別徴収対象被保険者の条件

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること。
- ・世帯の国保加入者が全員65歳以上74歳未満であること。
- ・世帯主の年金受給額が年額18万円以上であること。
- ・年金から引き去りとなる国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金の年額の1/2を超えないこと。
- ・世帯主の介護保険料が年金から引き去りになっていること。

2 原 因

特別徴収対象とするための判定処理をシステム運用ベンダーである（株）ジーシーシーが実施しており、その際に、誤った年度（平成28年度）の介護保険料に関するデータファイルを使用したため、判定に誤りが生じたもの。

3 影 響 範 囲

- ①に該当する世帯 149世帯
- ②に該当する世帯 2,579世帯

4 今後の対応

正しい介護保険料データに基づく特別徴収の再判定を行い、誤った通知対象者へ個別に説明文書を送付した上で（準備出来次第早急に発送）、改めて正しい納付方法を記載した納税通知書を送付します。

5 再発防止策

- (1) 国民健康保険課としては、正しい年度の介護保険料データをもとに、各年度に新たに65歳になることで特別徴収の対象となった者を確認するチェックを追加する。
- (2) システム運用ベンダー（(株) ジーシーシー）に対しては、処理時のチェック体制を強化するように要望し、その結果を報告させる。

本件に関するお問い合わせ先

国民健康保険課 賦課係

電 話 直通 / 027-898-6250（賦課係）